

# 保険医療機関における書面掲示事項

令和 8 年 6 月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について Web サイト上に掲載いたします。

施設基準は、クリニック、病院が診療報酬上の特定の加算や点数を算定するために、厚生労働省が定めた要件のことです。例えば、人員配置、設備、診療体制、情報開示の方法などがあり、これらを満たすことで加算の対象になります

## 【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。

## 【生活習慣病管理料の施設基準に係る院内掲示】

当院では、患者様の状態に応じて、28 日以上の長期処方を行うこと、またはリフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かについては、病状に応じて担当医が判断いたします。

## 【電子的診療情報連携体制整備加算 2】

当院では、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋を発行する体制を電子処方箋管理サービスに登録する体制を整備しております。
5. 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っています。
6. マイナンバー保険証使用率（30%以上）です。
7. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
8. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

## 【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5】

## 【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1の注5】

当院では、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5および外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1の施設基準に係る届出を行っております。

本評価料は、医療現場で勤務する職員の処遇改善を目的としたものです。

当院では、医療従事者等の賃金改善を適切に行い、職員が安心して勤務できる環境の整備を通じて、より良い医療の提供に努めてまいります。

## 特掲診療料の施設基準

<届出事項>

- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）
- ・二次性骨折予防継続管理料3

患者様が安心して治療を継続できるよう、適切な管理と支援に努めてまいります。

姫島クリニック